

## <かしま地域クラブ規約・誓約書への同意書>

地域クラブ入会手続きを行って頂くことで、規約、誓約書にご同意頂いたものとします。  
ご同意頂けない場合、地域クラブへ入会することはできません。

### かしま地域クラブ規約

#### 第1章 総則

##### (名称)

第1条 本地域クラブは、「かしま地域クラブ」(以下「地域クラブ」という。)と称する。

##### (目的)

第2条 地域クラブは、鹿嶋市が推進する「鹿嶋市の子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむ環境を作るため、地域クラブ活動を実施するため」の実証事業業務を鹿嶋市から受託し、青少年の健全育成と市民の生涯スポーツの推進を図ることを目的とする。

##### (活動)

第3条 地域クラブの活動は、学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的ガイドライン(令和4年12月 スポーツ庁、文化庁)、茨城県地域クラブ活動ガイドライン(令和5年2月 茨城県教育委員会教育長)に基づいて行うものとする。

##### (活動場所)

第4条 地域クラブの活動場所は、原則、市内学校施設(以下「施設」という。)とし、種目ごとに指定する。

2 地域クラブは、施設を利用する際に当該施設を管理する学校長及び教育委員会スポーツ所管課の指示に従うもの。

3 地域クラブは、施設利用時に事故が発生した場合は、直ちに教育委員会スポーツ所管課及び当該学校長に報告するものとする。

4 地域クラブ及び地域クラブに加入したもの(以下「地域クラブ会員」という。)は、あるがままの状態では施設を利用するものとする。

##### (活動時間)

第5条 地域クラブの活動時間は、茨城県地域クラブ活動ガイドラインに準じて、平日2時

間、休日3時間の計、週11時間を上限とし休養日を平日、休日それぞれ1日以上設ける。

2 地域クラブ活動は、当面の間休日のみの活動とする。

## 第2章

### (職務)

第6条 特定非営利活動法人かしまスポーツクラブ理事長（以下「理事長」という。）は、地域クラブを代表しその業務を統括する。

2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職を代行する。

3 かしま地域クラブコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、理事長を補佐する。

### (事務局)

第7条 地域クラブには、事務を処理するための事務局をかしまスポーツクラブ内に設け、地域クラブ事務局（以下「事務局」という。）を努める。

2 事務局は、この規定に基づき次の業務を執行する。

(1) 地域クラブの指導者の登録受付、審査

(2) 地域クラブ指導者に対する研修の実施

(3) 地域クラブに係る運営管理（実施場所の選定、指導者の派遣、参加費等の徴収、指導者謝金の支払い等）

(4) その他の自主運営地域クラブに対する助言等

(5) その他、地域クラブ運営に必要な業務

### (設置種目)

第8条 地域クラブは、バスケットボール、バドミントン、卓球、ソフトテニスの4種目を設置する。ただし、登録人数やその他の事業により、設置種目及び設置数を増減することができる。

## 第3章 指導者

### (指導者の責務)

第9条 地域クラブの指導者は、指導者として円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。また、競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒とコーチ等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の向上など、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者の資格)

第10条 地域クラブにおいては、指導者の資格は必要としない。ただし、青少年健全育成に対する熱意を有し、スポーツ活動に専門的な知識や技能を有するものとする。

(指導者の研修)

第11条 地域クラブの指導者は、地域クラブや鹿嶋市教育委員会が主催する研修会(かしまスポーツカレッジ等)に参加しなければならない。ただし、JSPO公認スポーツ指導者資格等の有資格者で事務局が認めた場合には、この限りではない。

(地域クラブ会員の管理)

第12条 地域クラブの指導者は、地域クラブ会員の行動等を管理総括する。

2 地域クラブの指導者は、地域クラブ活動に係る事故が発生した場合、最優先に地域クラブ会員の安全を確保する。また、速やかに理事長、コーディネーターに報告する。

(指導者の報酬等)

第13条 地域クラブの指導者報酬は、1時間当たり1,500円とし、別途1日の交通費500円を支払う。なお、報酬等を辞退することができる。

(指導者の脱退等)

第14条 地域クラブの指導者が脱退するときは、その理由を附して書面にて脱退届を事務局に提出する。

2 事務局は、地域クラブの指導者が本規約、関係法令等に違反したとき、又は理事長が不相当と認めたときは、当該指導者を除名することができる。

(遵守事項)

第15条 地域クラブの指導者および地域クラブの会員並びにその他地域クラブ関係者は、本規約のほか、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の目的達成を妨げる行為及び公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- (2) 反社会的勢力に属するものとの取引や交際等をしてはならない。
- (3) 個人及び集団に対し、差別を行ってはならない。
- (4) 宗教又は政治活動を行ってはならない
- (5) 営利・売名等を目的とした活動を行ってはならない。

#### 第4章 地域クラブ会員の入会・退会

(入会)

第16条 地域クラブに入会できるものは、原則市内在住及び在学の学生で保護者の同意を

得たものとする。

2 地域クラブに入会を希望する者は、所定を手続きをし事務局に提出しなければならない。

#### (退会)

第 17 条 地域クラブの会員が退会するときは、事務局に退会届を提出しなければならない。

2 事務局は、地域クラブ会員が本規約、関係法令に違反したとき、または、理事長が不適切と認めたときは、当該地域クラブ会員を退会させることができる。

### 第 5 章 保護者

#### (運営の協力)

第 18 条 地域クラブ会員の保護者は、地域クラブの目的を理解し、地域クラブの発展と地域クラブ会員の健全な育成に協力しなければならない。

#### (指導の一任)

第 19 条 地域クラブ会員の保護者は、活動中の指導、采配の一切を指導者に一任することに同意する。

2 保護者は、地域クラブの指導者が暴力行為、暴言、ハラスメント等の疑義が生じた場合、事務局に調査を申し立てすることができる。

### 第 6 章 会計

#### (期間)

第 20 条 地域クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### (参加費)

第 21 条 参加費は月会費、とする。

2 参加費の金額、納入方法及び納入期限等は、事務局が設定する。

3 参加費の納入が 1 カ月遅延した場合は退会対象とする。

4 事務局は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

#### (返金)

第 22 条 支払い済みの参加費については、原則として返金しない。ただし、以下の各号に当てはまる場合は、一部又は全額を返金する。

(1) 天変地異その他やむを得ない事情により、活動が継続不可能となった場合

(2) 支払い済み期間中、活動予定回数の 50%以上が実施できなかった場合、かつ振替も困

難な場合

(3) その他理事長が認める場合

2 返金は、該当する事象が発生した日から速やかに行うものとする。その際の手数料は事務局が負担する。

## 第7章 事故の責任

(事故等の責任)

第23条 地域クラブ会員は、地域クラブ活動中において施設、設備を破損若しくは亡失したときは、地域クラブ会員が弁償の責を負うものとする。

2 地域クラブ会員は、地域クラブ活動中において故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

3 地域クラブ活動中に起きた事故等に関しては、学校は一切の責を負わないものとする。

(傷害保険への加入)

第24条 地域クラブ会員に係る傷害保険は、事務局が一括して加入する。

2 地域クラブ活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。

## 第8章 個人情報の管理

(個人情報)

第25条 事務局は、クラブ活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用することができる。

2 事務局は、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

(1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合

(2) 法令等により開示・提供が求められた場合

3 地域クラブの指導者、地域クラブ会員、保護者、その他地域クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

## 第9章 その他・附則

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、事務取扱い等は理事長が別に定める。

(附則)

この規約は、令和7年1月1日から施行する。

(準備行為)

この規約の施行日前においても、クラブへの入会手続き等の必要な準備行為を行うことができる。

## 【 かしま地域クラブ活動に関する誓約事項 】

- 1、 地域クラブ会員としての品位を守り、クラブの規約・規則・指示に従い、活動の円滑な運営・進行に協力します。
- 2、 活動に伴う危険について承知しており、活動中は安全を第一に取り組み、事故の回避に全力を尽くします。また、活動参加にあたり健康体であり、活動に備えてトレーニングも十分であることを誓います。
- 3、 活動中に体調の不調を感じた時は、自ら活動の中止を申し出ます。私の意思に関係なく地域クラブ責任者並びに指導者より活動の続行中止の勧告、命令を受けた時も、速やかに活動を中止します。
- 4、 活動中の病気、負傷、または死亡等の事故に遭遇した場合、地域クラブ責任者並びに指導者に対する責任の一切を免除し、対応に同意します。(規約、第7章、第28条)
- 5、 活動中、私個人の所有品・競技用具について一切の責任を持ちます。
- 6、 活動に関する印刷物の掲載について、肖像権はクラブに帰属することに同意します。
- 7、 活動に参加するに当たり、一切の責任は私（保護者）が負うとともに、活動への参加を承認します。

◇障がいのある方は、【補助者（介添者）】の方が必要となります。  
補助者（介添者）がいない場合は参加申込みを受理できません。

以上の事項に同意し誓約致します。

### 【個人情報の利用に関して】

ホームページや刊行物など地域クラブからの情報発信に、サービスを利用する会員や保護者を含む写真や映像、活動実績、氏名などを掲載することがあります。

1. 地域クラブでの全体活動をメインとした写真を掲載します。
2. 地域クラブの広報に関するものにのみ、肖像並びに個人情報を使用します。
3. 掲載に対して、削除依頼があった場合は、すみやかに削除します。

なお、上記の目的以外の使用は一切行わないとともに、地域クラブの活動記録で得られた写真記録や映像記録は厳正に管理いたします。

地域クラブの活動をご理解頂いた上でのご支援の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

「上記、規約、誓約書、個人情報の利用に関して、同意し入会申込み致します。」